

令和8年度 いわた共創イノベーション推進事業
業務委託募集要領
(公募型簡易プロポーザル)

令和8年2月
磐田市経済産業部 産業政策課

令和8年度 いわた共創イノベーション推進事業業務委託募集要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和8年度 いわた共創イノベーション推進事業業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）業務の目的

産業イノベーションマネージャーを活用した市内中小企業等とスタートアップ企業との協業創出や支援機関とのネットワーク形成により地域産業の活性化を図ることを目的とする。

本プロポーザルは上記目的を達成するために、受注者の持つ地域スタートアップ企業創出に関するノウハウや、スタートアップ企業との協業に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

（2）業務内容

別紙「令和8年度 いわた共創イノベーション推進事業業務委託 仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照。

（3）契約限度額

金9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（4）契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

（5）履行場所

磐田市 経済産業部 産業政策課

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

磐田市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約保証金

免除

（4）その他

特定された契約予定者について、業務履行期間の年度の当該業務の歳出歳入予算の減額又は削除があった場合は、市は、契約の予定を取り止めることができる。また、この契約予定の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

また、契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 23 年磐田市告示第 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 磐田市物品製造等入札参加資格を契約執行時までに登録可能であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 8 年 2 月 9 日（月）
参加申請関係書類の提出期限	令和 8 年 2 月 20 日（金）
参加資格決定通知	令和 8 年 2 月 27 日（金）
質問受付期限	令和 8 年 2 月 20 日（金）
質問書に対する回答	令和 8 年 2 月 27 日（金）
企画提案書及び見積書の提出	令和 8 年 2 月 20 日（金）～同年 3 月 6 日（金）
企画提案の辞退の期限	令和 8 年 3 月 16 日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 3 月 17 日（火）
選定委員会による受託候補者の選定	令和 8 年 3 月 18 日（水）予定
選定結果通知	令和 8 年 3 月 19 日（木）予定
受託候補者と契約内容に関する協議	日程調整による
契約締結（契約内容に関する協議が整い次第）	令和 8 年 4 月 1 日（水）予定
業務開始	契約締結日の翌日

6 応募手続き等に関する事項

（1）参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和 8 年 2 月 9 日から令和 8 年 2 月 20 日 17 時 00 分まで
- イ 提出書類 6 (4) 提出書類のうち（ア・イ）
- ウ 提出方法 持参または郵送（期限までに到着すること）によること
- エ 提出部数 6 (5) 提出部数のとおり
- オ 提出場所 6 (6) 提出先のとおり
- カ 参加資格決定通知 令和 8 年 2 月 27 日に書面およびメールにより通知する。

（2）質問の受付

- ア 受付期間 令和 8 年 2 月 9 日から令和 8 年 2 月 20 日 17 時 00 分まで
- イ 提出方法 別紙「質問書（様式第 4 号）」に記載し、提出先まで持参、FAX・メールにより提出すること。（必ず着信確認を行うこと）
- ウ 質問の回答 参加者全者に対して、令和 8 年 2 月 27 日にメールにより回答する。

(3) 企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和8年2月20日から令和8年3月6日17時00分まで
- イ 提出書類 6(4)提出書類のうち(ウ・エ)
- ウ 提出方法 持参または郵送(期限までに到着すること)によること
- オ 提出部数 6(5)提出部数のとおり
- カ 提出場所 6(6)提出先のとおり

(4) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 会社(支社等)概要関係書類
 - ・所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの(パンフレット等の使用も可)
 - ・定款、規約その他これらに類する書類
 - ・履歴事項全部証明書又は登記簿謄本(3カ月以内の発行であること)
- ウ 企画提案書(様式第2号)及び補足資料(任意様式)
 - ・日本産業規格A4(一部A3版資料折込可)
 - ・必須記載項目は7(1)ウを参照。
- エ 見積書(様式第3号) ※経費の内訳(任意様式)も提出のこと。

(5) 提出部数

正本1部 ※関係書類は原則原本を添付すること。原本を添付できない場合は事前に許可を得ること。

副本5部 ※書類は写しでも可とする。

(6) 提出先

磐田市 経済産業部 産業政策課 産業振興グループ
〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1
電話 0538-37-4904
FAX 0538-37-5013
メール sangyo@city.iwata.lg.jp

7 審査に関する事項

(1) 審査方法

- ア 企画提案の審査については、いわた共創イノベーション推進事業業務委託に係る公募型簡易プロポーザル選定委員が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書、プレゼンテーションおよびヒアリングにより審査を行う。
- ウ 企画提案書には、補足資料として下記の必須項目を含めること。
 - (ア) 本業務に対する考え方、実施方針
 - (イ) 提案の優位性
 - (ウ) 本業務の実施方法、手法等
 - (エ) 業務目的達成に向けた企画提案等
 - (オ) 本業務にかかる実施体制・支援体制
 - (カ) 類似業務実績
 - (キ) 提案見積と積算根拠
- エ プrezentation
 - (ア) 開催日時 令和8年3月17日 13:30~
 - (イ) 場所 会場 磐田市役所本庁舎4階 第2会議室
控室 磐田市役所西庁舎1階 経済産業部打合せスペース
 - (ウ) 内容・方法 1社につき、30分以内(企画提案書説明15分+質疑応答10分)

才 審査基準により定められた評価項目と配点により評価し、審査員1名につき評価点100点満点（採択最低基準は60点）とし、合計が最も高い者を契約予定者とする。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目「創出した協業の事業化に向けた伴走支援」の得点が高い方とする。

（2）審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
事業の目的理解	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を十分理解し、本市、市内企業等と共有できる提案になっているか ・目的達成のため、明確な手法、スケジュールか 	10
本事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行できる実績（スキル、ノウハウ）を有したイノベーションマネージャーを配置しているか ・本市との連絡・連携に、柔軟・迅速に対応できるか（活動拠点はどこか） ・補助金審査業務の実績があるか 	10
本市産業の特徴、市内企業のニーズ把握、分析	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の現状や特徴を把握し、分析による効果的な提案が具体的にされているか ・市内企業等への訪問等により、企業のニーズを把握できる企画提案となっているか 	15
創出した協業の事業化に向けた伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業化に向けて適切に事業進捗管理ができる体制となっているか ・専門的知見（ファイナンス・規則・知財等）による伴走型支援ができる体制となっているか ・事業化に向けて具体的かつ適切な提案があるか 	20
本市イノベーション・エコシステムの構築に向けた活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業や支援機関等と継続的に関係構築ができる企画提案となっているか ・昨年構築したネットワークをより具現化し、加速させる企画提案となっているか 	15
市内企業とスタートアップ企業等との協業事例の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ企業とのネットワーク（規模、ジャンル）や伴走実績があるか ・地域企業とスタートアップ企業との協業支援の実績があるか ・協業事例創出に向けて具体的かつ適切な提案があるか 	20
本事業の情報発信、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の取組内容や成果を広く情報発信し、地域内外の関心を高める内容になっているか（進捗報告会の開催、HPやSNS等を活用した情報発信） 	10
合計		100

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 提出書類の不足および虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。通知を受けたものは、その日から5日（土日および祝日を含まない。）以内に限り、書面により非選定理由についての説明を市に求めることができる。なお、他の公募参加者の評価結果等、審査の経過に関する問い合わせには応じない。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「磐田市情報公開条例（平成17年4月1日条例第25号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（磐田市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置又は磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問合せ先

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1
磐田市 経済産業部 産業政策課 産業振興グループ 担当 山口
TEL 0538-37-4904
FAX 0538-37-5013
メール sangyo@city.iwata.lg.jp